

処分年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	当該警告により付された違反点数	当該事業者につされた累積違反点数
令和8年2月17日	(株)志々島オーシャンズ	香川県三豊市説間町	輸送の安全確保命令	令和7年12月3日、内航一般不定期航路事業者である株式会社志々島オーシャンズのプレジャーモーターボート「オーシャンズ」が、三豊市宮ノ下港から志々島へ航行中に操舵不能となり、亀笠島沖で座礁する事故が発生した。これを受けて、令和7年12月17日に海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程に違反する事実が確認された。	<p>① 経営代表者は、安全管理規程第3条に基づき、輸送の安全確保のため、安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底に主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。</p> <p>② 安全統括管理者は、安全管理規程第10条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>③ 運航管理者は、安全管理規程第11条に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。</p> <p>④ 船長は、安全管理規程第15条に基づき、発航前点検を終え出港するとき等は、必ず陸上連絡員に連絡すること。</p> <p>⑤ 船長は、安全管理規程第19条に基づき、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、発航中止条件に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止すること。</p> <p>⑥ 船長は、安全管理規程第43条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署及び陸上連絡員等に連絡すること。</p> <p>⑦ 安全統括管理者は、安全管理規程第50条に基づき、事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施すること。</p>	21点	21点